

Umios グループ 人権方針

1. 基本的な考え方

私たち Umios グループは、パーパス「For the ocean, for life」の実現のために、海を起点とした価値創造力で、「食」を通じて人も地球も健康にするソリューションカンパニーとなることを目指しています。私たちの事業活動は世界中の多くの人々に支えられて成り立っており、人権を尊重することは企業の社会的な責任であると考えるとともに、事業活動を行う過程では、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。

私たち Umios グループは、国連「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言」に記された人権を支持、尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづき、「多様な人材が安心して活躍できる職場環境の構築」、「事業活動における人権の尊重」の実現を目指して事業活動を推進していきます。

Umios グループは、事業活動を行う国・地域における法令を遵守し、国際的に認められた人権と各国法間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、Umios グループに属するすべての役員および従業員に対し適用します。

Umios グループの事業は様々なビジネスパートナー^{*1}との関係性により成り立っています。Umios グループが本方針を実現するためには、ビジネスパートナーの皆様の協力が不可欠であり、すべてのビジネスパートナーが本方針を支持し、人権の尊重に努めていただくよう継続的に働きかけを行います。

3. 取組み内容

（1）人権に関する重要課題

Umios グループは、強制労働・児童労働・差別・ハラスメントの禁止や、結社の自由・団結権・団体交渉権の尊重、生活賃金や労働安全衛生の確保、土地および水を含む天然資源の所有・利用の権利、衛生的で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利、先住民の権利、救済へのアクセスを重要な人権課題と捉えた上で、事業活動において優先的に対応をしていくべき顕著な人権課題（以下、優先課題）を特定し、取組みを推進していきます。優先課題は、人権侵害が発生した際の深刻度と、その発生可能性の両面で評価・決定し、定期的に見直しを行います。（優先課題についての詳細は[こちら](#)に記載しています）

（2）人権デュー・ディリジェンスの実施

Umios グループは、事業活動を通じて直接的または、間接的に与え得る人権への負の影響を特

定、予防、軽減、是正し、その取組み内容を関連ステークホルダーに説明する「人権デュー・ディリジェンス」の仕組みを構築し、優先課題に対して実践していきます。調達活動に関しては、お取引先との対話を強化し、理解と協力を得ながら人権デュー・ディリジェンスの実効性を高め、直接のサプライヤーのみならずサプライチェーン全体での人権リスクの防止や軽減に努めます。

(3) 是正と救済へのアクセス

Umios グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、早急かつ適切な手段を通じてその是正に取り組めます。このような事象がサプライチェーン上で発生した場合は、お取引先に対して是正に向けた働きかけを行います。また、負の影響を受けた人からの声を適切に受けとめるために、国際基準^{*2}に沿った苦情処理メカニズムの整備を推進するとともに、人権デュー・ディリジェンスの補完・強化にも活用していきます。

(4) 教育

Umios グループは、役員および従業員が本方針を理解し、事業活動を通じて効果的に実施できるよう、全ての役員および従業員に対して、適切な教育と研修を定期的・継続的に行います。

(5) ステークホルダーとの対話

Umios グループは、本方針を実行する過程において、独立した外部機関や専門家からの助言を活用し、社内外のステークホルダーと真摯に対話と協議を行い、事業活動により生じる、または生じる可能性がある人権への負の影響を理解し、その影響を減らし、改善するための対策を実施します。ライツホルダーに対しては、自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意を得ることに努め、人権や環境保護に取り組む方々（NGO、地域住民の代表者など）からの意見には真摯に耳を傾け、誠実に対応します。

(6) 情報開示

Umios グループは、本方針に基づく人権尊重の取組みの進捗状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。Umios グループのウェブサイト等で、本方針の浸透に向けた取組みやその進捗に関する情報を、適切に開示します。

Umios 株式会社

代表取締役社長 池見 賢

改訂：2026年3月1日

制定：2019年7月

※1 ビジネスパートナー：当社の事業活動に関連して取引関係を有するすべての第三者を指し、サプライヤー、販売代理店、サービス提供者、共同事業者、請負業者などを含みます。また、当社の製品やサービスの提供に直接または間接的に関与する事業体を含み、バリューチェーン全体における関係者を対象とします。

※2 国際基準：UNGP（国連ビジネスと人権に関する指導原則）で定義される以下の8つの要件

1. 正当性（Legitimacy）：メカニズムが信頼されるために、独立性と公平性を確保すること。
2. アクセス可能性（Accessibility）：影響を受けるすべてのステークホルダーが容易に利用できること（言語、費用、場所、情報面での障壁を排除）。
3. 予測可能性（Predictability）：手続き、タイムライン、結果の種類が明確で、利用者が理解できること。
4. 公平性（Equitability）：苦情を申し立てる側が必要な情報や助言を得られるようにし、力の不均衡を是正すること。
5. 透明性（Transparency）：プロセスと結果について適切な情報を公開し、信頼性を高めること。
6. 権利に適合（Rights-compatibility）：解決策が国際人権基準に沿っていること。
7. 継続的改善（Continuous Learning）：メカニズムの運用から学び、改善を続けること。
8. ステークホルダーの関与（Engagement and Dialogue）：利害関係者との協議を通じて設計・改善を行うこと。